

## 5 総合的かつ効果的な推進

### (1) 人材の育成と教材等の開発・整備

#### ア 人材の育成

人権の尊重される社会は、人権問題を県民一人ひとりが自ら考え、判断し、実践することによって実現に向かうことから、人権教育・啓発は、県民の日常生活に身近なところから進める必要があります。

このため、地域や職場における啓発リーダーや研修指導者の育成を各分野の人権問題に対応した諸施策の中に位置付け、各種研修・講座等の充実を図るとともに、国や(財)人権教育啓発推進センターが実施する各種の研修の活用を促進します。

#### イ 教材の開発・整備

人権教育・啓発を進めるためには、その教材が学習者に効果的で分かりやすいものとして用意されなければなりません。このため、生涯の各時期に対応した教材の開発・整備に努めるとともに、参加・体験型学習で使用する多様な教材の整備に努めます。

##### 幼稚園・保育所

乳幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期に当たることから、幼稚園・保育所段階においては、その発達段階に応じ、絵や写真を使った教材、玩具等の具体物を生かした教材の開発・整備を図ります。

##### 小・中学校

小・中学校段階においては、その発達段階に応じ、児童生徒の興味を引き出せるよう、身近な出来事を題材にした教材の開発・整備を図ります。

##### 高等学校

高等学校段階においては、それまでに培われた人権に対する基本的な知識・技術・態度をより実践的に発展させることに重点を置いた教材の開発・整備を図ります。

##### 職場・地域社会

職場や地域社会における研修や学習においては、学習者の日常生活に関連のある教材が効果的です。このため、県民向けに作成している様々な人権に関するパンフレット等のより一層の活用を促進するとともに、各分野にわたる多様な教材の開発・整備を図ります。

#### ウ プログラムの整備・充実

人権教育・啓発を進めるためのプログラムは、学校教育を含む生涯学習体系の中で学習者の発達段階や知識・技術等の習得段階に応じた形で用意されていなければなりません。このため、生涯の各時期に対応したプログラムの整備・充実に努めます。

### 幼稚園・保育所

幼稚園・保育所における教育・保育においては、自他の生命を大切に作る心や基本的な人間関係をはぐくむことができるよう、教育・保育内容の充実を図ります。

### 学校

学校教育においては、人権問題の本質を正しく理解し、人権の尊重が日常生活において実践できるよう、小・中・高等学校の各段階においてプログラムの充実を図ります。また、県立の各種学校における人権に関する講座等の充実を図るとともに、県内の大学や短大、専修・各種学校等にもその充実を要請します。

### 職場

職場内研修については、基礎的なものから専門的なものまで職務や職階に応じた体系的なプログラムの整備・充実を図ります。また、企業等へ研修の充実を要請するとともに、必要に応じてプログラムの提供等の支援を行います。

### 地域社会

地域社会における人権教育・啓発の取組に対しては、学習者やその意識、ニーズ等に応じた多様なプログラムの整備・充実を図るとともに、必要に応じてプログラムの提供等の支援を行います。

## Ⅱ 効果的な学習方法の導入

これまでの人権教育・啓発の方法は、主として特定のテーマを掲げた講義方式のほか、映画やビデオ、啓発パンフレット、冊子などを使用した教材学習方式で行われてきました。これらの方法は、一度に多くの人々に一定水準の知識を伝えることができることから、人権問題の理解に有効な方法として、これまで様々な場で行われ、一定の成果を上げてきました。しかし、学習者が受け身となることから、知識の理解にとどまってしまう、「技術や態度をはぐくむ」面に弱いといった問題点もみられます。

今後の人権教育・啓発では、従来の講義形式や教材学習形式などに加えて、問題を解決する技術など人間関係や社会関係の技術や態度・意欲を身に付けることのできる、体験・参加型学習方法を、対象者、教育・学習水準、学習内容に応じて積極的に取り入れます。また、そのための研修会など学習機会の充実を図ります。

### (2) 効果的な啓発と情報提供

#### ア 啓発内容・方法の充実

人権についての啓発は、そもそも人権とは何か、個々の人権問題はどのような内容なのか、どのように存在しているのか、なぜ存在しているのか、どうすれば解決できるのかという観点から取り組まなければ実効性は期待できません。また、現実の事象の中には、複雑な人権問題が重なり合って発生することがあることについても、学習者に分かりやすくそのことが理解される啓発が必要となります。

このため、身近な事例を題材に取り上げたり、人権問題の当事者に体験を語ってもらっ

たりするなど対象者が理解しやすく、また、興味や関心のもてるものにするとともに、自分の問題として受けとめ、人権の尊重が実際の行動に結びつくよう、感性に働きかける効果的な啓発内容、方法の充実に努めます。

### イ 情報提供の充実

人権に関する情報提供に当たっては、効果的な啓発媒体の選定や表現、手法などの工夫も必要となることから、従来の方法に加え、次のような方法による効果的な情報提供に努めます。

近年、急速な発展を続けているインターネットの特性を活用し、広く県民に対し、多種多様の人権情報〔条約、法律、答申、条例、各種啓発資料（冊子、リーフレット、ポスター、ビデオ等）〕を提供します。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実、リンク集の開発、情報端末の効果的な利用を推進します。

県の発行する刊行物や封筒等の人権に関するロゴマーク（意匠を図案化したもの）や標語等を掲載・印刷するなど、あらゆる機会をとらえて情報の提供を行います。

### （３）実施主体間の連携

人権教育・啓発を一層総合的かつ効果的に推進していくためには、既存組織の連携の強化のみならず、新たな連携の構築も視野に入れる必要があります。例えば、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、鹿児島地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要であり、今後、その促進を図ります。

また、国の人権啓発活動ネットワーク事業の一環として鹿児島地方法務局に設置されている「人権啓発活動ネットワーク協議会」は、人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断組織であって、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っていることから、その活動の充実・強化を図ります。

### （４）マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてのマスメディアの果たす役割は極めて大きいものがあることから、より多くの県民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるため、マスメディアを積極的に活用します。